

平成 16 年 10 月 12 日

知的財産戦略推進本部

医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会

会長 井村裕夫 殿

北海道大学大学院法学研究科教授

田村善之

医療関連行為の特許保護の在り方について（意見書）

1. 医療機器について

医工連携を推進し、高度の医療技術を開発するためには、案 1 のような形で広く特許の保護を認めるほうが望ましいだろう。ただし、財産権にすぎない特許権に人の生命身体に関わる医療行為を阻止する権能を付与するべきではなく、医師等の行う医療行為に対しては免責規定を設けることが必要となると考える。その場合、特許権は、間接侵害の規定を通じて、医療機器の製造、販売に及ぶことになる。

2. 医薬について

投与間隔、投与量等に特徴がある場合についてまで、物の発明と観念して保護することは概念上、無理が有ることは否めないもので、本来は、案 1 が望ましい。ただし、案 2 との優劣は、基本的には概念整理の問題に止まるようにおもわれる。いずれにせよ、医療機器に関して述べたように、医師の処方、投薬が特許権によって妨げられることのないよう、免責規定を設けることが望まれる。

以上